

## 通所リハビリテーション利用料金（円表記）

2024年8月1日改定  
介護老人保健施設 エスパーロ

### 通所リハビリテーションサービス費（円）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	821	972	1,117	1,291	1,462
2割負担	1,642	1,943	2,235	2,582	2,924
3割負担	2,464	2,915	3,352	3,874	4,385

※ケアプランによるもの・体調不良等で時間短縮された場合は通所リハビリテーション費が下記の料金となる場合があります。

### 通所リハビリテーション費（円）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間超 2時間未 満	1割負担	435	468	503	535	571
	2割負担	871	936	1,005	1,070	1,142
	3割負担	1,306	1,403	1,508	1,605	1,713
2時間超 3時間未 満	1割負担	443	505	569	632	694
	2割負担	886	1,010	1,137	1,263	1,389
	3割負担	1,329	1,514	1,706	1,895	2,083
3時間超 4時間未 満	1割負担	557	643	727	838	946
	2割負担	1,113	1,285	1,455	2,513	2,837
	3割負担	641	739	838	965	1,090
4時間超 5時間未 満	1割負担	641	739	838	965	1,090
	2割負担	1,281	1,479	1,676	1,930	2,181
	3割負担	1,922	2,218	2,514	2,894	3,271
5時間超 6時間未 満	1割負担	705	832	957	1,104	1,250
	2割負担	1,411	1,664	1,913	2,209	2,500
	3割負担	2,116	2,497	2,870	3,313	3,750

※上記金額には通所リハビリテーション費にサービス提供体制強化加算(22単位/日)を加えた単位数と、その単位数に介護職員等処遇改善加算(8.6%)を乗じたものを加え、更に地域区分6級地(10.33円/単位)を乗じた金額の1割または2割または3割を表記しています。上記料金は目安を表示したもので、小数点以下の端数処理で差異が生じる場合があります。

※感染症や災害の影響により、利用者数が前年度の平均延べ利用者数等から5%以上の減少している場合に、届け出を行い3ヶ月間基本報酬の3%が加算されます。特別の事情があると認められた場合は一回の延長を行います。加算分は区分支給限度基準額に含まれません。

※居宅・個別サービス計画書に位置づけられた上で送迎時に居宅内にて介護等を行った場合はサービス提供時間となります。

### 自費

キャンセル料		500
6-7時間利用	食費(円/日)	750
	日用品費(円/日)	200
	教養娯楽費(円/日)	200
おむつ代		実費

その他加算料金(該当時に加算されます) (円表記)

種別		1割負担	2割負担	3割負担
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(月)	他職種協働し継続的にリハビリテーションの質を管理し、1ヶ月に1度のリハビリテーション会議の開催、居宅訪問による指導及び助言を行った場合に加算されます。	6ヶ月以内 628	1,256	1,885
		6ヶ月超 269	538	808
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ(月)	加算(A)イに加え、計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。	6ヶ月以内 665	1,330	1,996
		6ヶ月超 306	613	919
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ(月)	加算(A)イに加え、医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得た場合に加算されます。	6ヶ月以内 931	1,862	2,793
		6ヶ月超 572	1,144	1,716
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ(月)	加算(B)に加え、計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。	6ヶ月以内 968	1,936	2,904
		6ヶ月超 609	1,218	1,827
リハビリテーションマネージメント加算に係る医師による説明(単位/回)	リハビリテーション計画について、事業所の医師が、利用者またはその家族に説明し、同意を得た場合加算されます。	303	606	909
リハビリテーション提供体制加算(日)	3時間以上の通所リハビリテーションを提供し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の合計数が厚生労働大臣が定める基準に適合したときに加算されます。	27	54	81
入浴介助加算(I)(日)	入浴介助を受けられた場合に加算されます。	45	90	135
入浴介助加算(II)(日)	利用者の居宅を訪問し、浴室における動作及び環境を評価や必要時、環境整備に係る助言を行い、身体状況を把握したうえで個別の入浴計画の元、入浴介助を受けられた場合に加算されます。	67	135	202
短期集中個別リハビリテーション加算(日)	退院(所)日または認定日より3ヶ月以内の期間に集中的に個別リハビリテーションを行った場合に加算されます。	123	247	370
生活行為向上リハビリテーション実施加算(月)	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションを行った場合に加算されます。(開始日から6か月以内)	1,402	2,805	4,207
若年性認知症利用者受入加算(日)	若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。	67	135	202
口腔・栄養スクリーニング加算(I)(回)	利用開始時及び利用中6か月毎に利用者の口腔の健康及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当介護支援専門員へ提供した場合に加算されます。	22	45	67
口腔・栄養スクリーニング加算(II)(回)	栄養改善加算や口腔機能向上加算を実施している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当介護支援専門員へ提供した場合に加算されます。	6	11	17
口腔機能向上加算(I)(回)	看護師あるいは言語聴覚士等により口腔清掃の指導・実施、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施される場合加算されます。	168	337	505
口腔機能向上加算(II)(回)	上記取り組みに加え、計画等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効なサービスの実施のために必要な情報を活用した場合に加算されます。	179	359	538
重度療養管理加算(日)	要介護3,4,5の方で厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理のもと、指定通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。	112	224	337
科学的介護推進体制加算(月)	利用者の心身状況等の基本的な情報の厚生労働省への提出と必要な情報を活用している場合に加算されます。	45	90	135
送迎減算(片道)	送迎を実施しない場合は片道につき減算されます。	-53	-105	-158
退院時共同指導加算(回)	病院等から退院(もしくは退所)する利用者に対して、入院(もしくは入所)していた病院等のスタッフと共同で指導を行った場合に加算されます。	673	1,346	2,019